

(別添3)

バイオマスマーク認定商品の併用に係る手引 案

2022年4月1日以降はバイオマスマーク認定商品の併用の新規申請は受け付けない。

2026年6月1日以降、第2-1-(1)-1)②、2)の方法は更新申請のみに使用する。

一般社団法人日本有機資源協会

2026(令和8)年6月1日改定予定

2022(令和4)年3月19日改定

2019(令和元)年9月1日改定

第1 目的

本手引は、バイオマスマーク認定商品を併用して商品を構成し、複数のバイオマスマークを1つにまとめて表示する場合の手続きや使用方法を定めたものである。

第2 申請及びバイオマスマークの表示方法

1 バイオマスマーク認定商品併用に係る申請等

(1) 申請

1) 同一の使用契約者が複数保有するバイオマスマーク認定商品を併用する場合は、次のいずれかの対応をとる。

① 併用するバイオマスマーク認定商品が全て同じ表示バイオマス度の場合、バイオマス度が表示されたバイオマスマークを1つ使用し、各バイオマスマーク認定商品の使用部位、認定番号を併記する。

② 併用するバイオマスマーク認定商品のバイオマス度が異なる場合、バイオマスマーク使用契約者が、様式8「バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書(バイオマスマーク使用契約者)」にて新たな認定番号を申請する。表示するバイオマスマークは、併用する商品の中で最小のバイオマス度を示すものとする。最小のバイオマス度を示して認定番号を複数表示する方法は認めない。

申請は更新のみ。新規の申請は受け付けない。認定商品の販売終了や包装資材などの改版時に運用を中止する。

2) 異なるバイオマスマーク使用契約者のバイオマスマーク認定商品を併用し

て商品を構成する場合、バイオマスマーク利用者は様式9「バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書（バイオマスマーク認定商品利用者）」を用いて新たな認定番号を申請する。申請は更新のみ。新規の申請は受け付けない。認定商品の販売終了や包装資材などの改版時に運用を中止する。

- ・最終商品1件ごとに申請する。
- ・誓約書を提出する。
- ・認定商品がサイズ違い、デザイン違い、色違い等のものは、1件として申請できる。

- ① 併用するバイオマスマーク認定商品が全て同じバイオマス度の場合、バイオマス度が表示されたバイオマスマークを1つ使用し、各バイオマスマーク認定商品の使用部位と新たな認定番号を併記する。
- ② 併用するバイオマスマーク認定商品のバイオマス度が異なる場合、表示するバイオマスマークは、併用する商品の中で最小のバイオマス度を示す。

（2）使用期間と更新

（1）の申請が許諾された商品に使用できる期間は、協会が規定する1年度内（4月1日～翌年3月31日）に限り、年度をまたいで使用する場合は、新年度初め（4月1日）までに、改めて（1）の申請を提出する。

申請は更新のみ。新規の申請は受け付けない。認定商品の販売終了や包装資材などの改版時に運用を中止する。

2 費用

上記申請で、様式9「バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書（バイオマスマーク認定商品利用者）」により申請を行う者が、新たな認定番号を取得する際は、最初の1件目はバイオマスマーク普及促進のため無料とする。2件目以降は1件毎に、5,000円（税抜き）の事務手数料を支払う。なお、該当商品が年度をまたいで継続する際の申請時は無料とする。

振込先は次のとおり。

口座名義／一般社団法人日本有機資源協会バイオマスマーク事業
（株）ニホユウキンギョウカイバイオマスマークジギョウ（半角）

銀行名／三井住友銀行 日本橋東支店

普通預金／口座番号 7548385

（注）振込手数料は申請事業者負担とする。

第3 申請の許諾と通知

申請書及び誓約書を受けた事務局は、申請内容に基づいてバイオマスマークを供与できる要件を満たしていることを確認した後、「バイオマスマーク認定商品の併用許諾通知書」の発行とあわせてバイオマスマークのデータを供与する。

第4 バイオマスマーク認定商品併用者のバイオマスマーク使用权

- ・申請・誓約書を提出して許諾を得た事業者のみバイオマスマーク認定商品の併用が許諾されたバイオマスマークを使用できる。
- ・バイオマスマークの使用は、申請書類に記載されている内容の商品に限る。
- ・併用するバイオマスマーク認定商品が同一の使用契約者の商品であって、その使用契約者が申請・誓約書を提出して併用の許諾を得た場合、併用が許諾されたバイオマスマークを他の事業者が使用できる。
- ・併用が許諾されたバイオマスマークの管理責任は使用契約者とする。